

福祉環境委員会
(健康局)
令和4年9月16日

地方独立行政法人神戸市民病院機構における 非紹介患者初診料加算及び再診料加算の料金改定について

1. 趣旨

国の令和4年度診療報酬改定により、外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者から定額負担を徴収する責務がある医療機関の対象範囲及び当該医療機関における定額負担の対象患者について、その診療に係る保険給付範囲及び定額負担の額が見直された。

これに伴い、地方独立行政法人神戸市民病院機構の非紹介患者初診料加算及び再診料加算について料金を改定する。

2. 令和4年度診療報酬改定の概要

現行制度	見直し後
[定額負担の額] ※最低金額 (税込) ・初診：医科 5,000 円、歯科 3,000 円 ・再診：医科 2,500 円、歯科 1,500 円	[定額負担の額] ※最低金額 (税込) ・初診：医科 <u>7,000 円</u> 、歯科 <u>5,000 円</u> ・再診：医科 <u>3,000 円</u> 、歯科 <u>1,900 円</u> [保険給付範囲からの控除] <u>定額負担を求める患者の初診・再診について、</u> <u>以下の点数を保険給付範囲から控除</u> ・初診：医科 <u>200 点</u> 、歯科 <u>200 点</u> ・再診：医科 <u>50 点</u> 、歯科 <u>40 点</u>

- ・再診料加算については、逆紹介を行ったにもかかわらず、当該病院を受診した場合のみ対象となる
- ・令和4年10月1日から施行・適用する

3. 料金改定

対象となる中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターについては、国で定める最低金額を設定する。

- ・非紹介患者初診料加算 (税込) 7,000 円 (歯科 5,000 円)
- ・再診料加算 (税込) 3,000 円 (歯科 1,900 円)

【参考：現行料金】

- ・非紹介患者初診料加算 (税込) 5,000 円 (歯科 3,000 円)
- ・再診料加算 (税込) 2,500 円 (歯科 1,500 円)

4. 改定時期

令和4年10月1日